

## 商品概要説明書

東京南農業協同組合

### < J A純金積立 >

(2019年10月1日現在)

1. 商品名	・ J A純金積立
2. 販売対象	・ 個人
3. 購入期間	・ 1年（毎年自動継続）
4. 購入金額	・ 毎月3,000円以上1,000円単位 （年2回、5,000円以上1,000円単位で増額可能）
5. 購入代金のお支払	・ 毎月15日（J A休業日の場合は翌営業日）に購入代金をお客様の指定貯金口座（ご本人名義に限ります）から口座振替となります。
6. 金地金の購入方法	・ 購入代金をお支払いいただいた月の翌月の毎営業日（業務委託先の休業日を除く）に、業務委託先の小売価格（当日の最終価格）にて一定金額ずつ金地金を購入します。
7. 金地金の保管	・ J Aの責任で業務委託先がお預かりします。
8. 金地金のご返却方法 (1) お引出し (2) ご売却  (3) 金貨との等価交換	・ 5g以上5g単位でお引出しできます。 ・ ご希望の日（業務委託先の休業日を除く）に前営業日までの金地金積立残高の範囲内でご売却できます。売却代金は、J A所定の日にお客様の指定貯金口座にお振込みします。売却価格は、業務委託先の買取価格によります。 ・ J A所定の方法により換算した3種類の金貨（メイプルリーフ金貨、ウィーン金貨ハーモニー、カンガルー金貨）と等価交換することができます。
9. 年間手数料	・ 880円（消費税含む）。初回購入代金お支払い時（以降毎年同月15日）にお客様の指定貯金口座から口座振替となります。
10. 購入委託手数料	・ 購入代金1,000円につき月額25円（消費税含む）。毎月15日（J A休業日の場合は翌営業日）に指定貯金口座から口座振替となります。ただし、増額月の加算金額に当手数料はかかりません。
11. 金地金の送料・保険料	・ J A所定の送料・保険料をお支払いください。
12. 中途解約時のお取扱い	・ 途中で解約により契約を終了させる場合は毎月末日までに当組合までお申し出ください。 ・ 年間手数料は積立期間途中の解約であっても払戻しはしません。
13. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・ 貯金（預金）保険制度の対象外です。
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当組合支店または本店金融部金融課（電話：042-594-1011）にお申し出ください。 当組合では、規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

・紛争解決措置  
外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A東京みなみ